

教第3号議案

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年4月13日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 長谷川 達也

理 由

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の廃止に伴い、規則を改正する必要があるため。

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則（平成10年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1, 2 [略] （新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症予防業務手当の特例） 3 第2条の規定にかかわらず、神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年3月規則第104号）に定めるもののほか、当分の間、新型コロナウイルス感染症（ <u>病</u>	附 則 1, 2 [略] （新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症予防業務手当の特例） 3 第2条の規定にかかわらず、神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年3月規則第104号）に定めるもののほか、当分の間、新型コロナウイルス感染症（ <u>新</u>

原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から児童又は生徒の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いがある患者（以下「患者」という。）が活動していた場所その他新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある区域において行われる業務であって、次に掲げる業務（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「週休日等」という。）及び平日（週休日等以外の日をいう。以下同じ。）午後5時以降に行う業務に限る。以下同じ。）に従事する第2条3項に規定する職員に対し、1日当たり1つの業務につき1回に限り感染症予防業務手当を支給する。

(1)～(3) [略]

型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から児童又は生徒の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いがある患者（以下「患者」という。）が活動していた場所その他新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある区域において行われる業務であって、次に掲げる業務（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「週休日等」という。）及び平日（週休日等以外の日をいう。以下同じ。）午後5時以降に行う業務に限る。以下同じ。）に従事する第2条3項に規定する職員に対し、1日当たり1つの業務につき1回に限り感染症予防業務手当を支給する。

(1)～(3) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の神戸市教育委員会

職員の特殊勤務手当に関する規則附則第 3 項及び第 4 項の規定は，令和 3 年 2 月 13 日から適用する。